

令和8年7月11日(土)～7月20日(月)

夏の交通安全運動

～子どもと高齢者の交通事故防止～



7月はシートベルト・
チャイルドシート
強調月間です

～急がずに マナーとゆとりで 交通安全～

横断歩行者の交通事故防止
～秋田の道路は 歩行者ファースト!～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

主唱 秋田県交通安全対策協議会 秋田県 秋田県警察

飲酒運転等の危険運転の防止

～8月は「秋田県飲酒運転追放県民運動」強調期間です～

- 飲酒運転は、**極めて悪質・危険な犯罪**です。

飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆ 運転者	5年以下の拘禁刑又は
◆ 車両の提供者	100万円以下の罰金
◆ 酒類の提供者	3年以下の拘禁刑又は
◆ 同乗者	50万円以下の罰金



- 地域・職場・家庭で**飲酒運転を絶対にしない、させない**環境をつくりましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全席でのシートベルト着用は、**法律で定められた義務**です。
- 令和7年に県警察とJAFがシートベルト着用状況を合同調査した結果、一般道路における**後部座席の着用率が53.2%**と約半数は非着用でした。
- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。
- 6歳以上のこどもでもチャイルドシートを着用するなど、こどもの身長や体格に合ったものを正しく使用しましょう。

自転車の安全利用の促進

～毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です～

- 「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車は車のなかまです

- 自転車の事故に備えるため、**自転車損害賠償責任保険等**に加入しましょう。
(秋田県では条例により保険等の加入が義務です。)
- 令和8年4月1日から自転車の利用者に対し**交通反則通告制度**(いわゆる「青切符」)が適用され、一定の交通違反をした場合は青切符が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。自転車のルールを正しく理解しましょう。
- 道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務**となっています。頭部を守るためにヘルメットを正しく着用しましょう！

お問い合わせ

秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム

☎018-860-1523

この印刷物は40,000部作成し、
印刷経費は1部あたり2.08円です。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷後の紙へ
リサイクルできます。